〈研究ノート〉

― 賀茂別雷神社を中心に寛延の怪異と地震祈禱

間 瀬 久美子

要旨

然現象への合理的解釈も社会に浸透し、神社社家等は、怪異を神社造営や運営参加を要求する契機として利用する ようになった。 怪異は祈禱名目や祝詞の文言からは除去され、天皇の慎みや国家安全祈禱として、その災禍に対処した。一方、 江戸中期寛延の三件の怪異と地震に対する朝廷祈禱は、賀茂・阿部・卜部等の卜占や先例を基に判断されたが、 自

キーワード

祈禱 地震 怪異 朝廷 卜占

はじめに

中川氏は、寛延・宝暦期(一七四八―六四)における上賀茂社の神社運営を独占する神社支配層 裁判」『で寛延四年(一七五一)を、また笹本正治氏が『鳴動する中世』』で、賀茂神社ほか各地の例を論じている。 賀茂別雷神社 (以下、上賀茂社と略す)の釡鳴・山鳴動の怪異は、中川学氏が「神社争論をめぐる朝廷と幕府の (社司等)と、そ

ので、その父太政大臣一条兼香の「兼香公記」③と、武家伝奏廣橋兼胤の『公武御用日記』④を使用する。 稿の主たる史料は、上賀茂社の「日記」であり、この期の朝廷史料としては、要となる摂政一条道香の日記は え、寛延年間の上賀茂社と三つの怪異と祈禱について分析し、朝廷による怪異地震祈禱の問題として論じたい。本 されていたと論じている。そこで、本稿では、 中世では神が何かを知らせる音であり、朝廷に連絡し国家としての対応がなされる大事として一五世紀末まで理解 社司側の判断に対して、 された事件である。中川氏は鳴動に重きを置いていないが、最初の朝廷側の裁許では、この釜鳴・山鳴動に対する 室頼要に訴えたのに対して、五月八日に社司・評定が京都町奉行所に出訴したことにより、朝廷・幕府双方で裁判 と幕府の神社争論の争点の一つとして論じている。その争点とは、①神供不正、 こから排除されていた非役氏人層との神社運営をめぐる対立が、天変地異(鳴動)を契機に訴訟へと発展した朝廷 **釡鳴・山鳴動は、氏人一一八名が社司等の不正に対する神の怒りとして、寛延四年四月一八日に賀茂伝奏葉** 籠居 (閉門)・蟄居(逼塞)という厳しい処置を下している。笹本氏は賀茂神社の鳴動は、 朝廷がなぜ、社司に対して厳しい処置を下したのかという原因を考 ②社地材木伐採、 ③鳴動の三点で な

一 寛延四年の地震と朝廷の祈禱

推定マグニチュード五・五~六・○の強い地震◎があり、 激震が発生し、死者一五四一人余⑤と推定され、二七日の余震で多くの潰家が発生した。京都では、二月二九日に 寛延四年 (一七五一) 表である。四月二六日越後高田平野 春・夏は地震の多い年であった。「兼香公記」から、同年春から夏にかけての地震を抽出 (現、上越市)を震源とする推定マグニチュード七・○~七・四の 一条兼香は「日記」に以下のように記している

午下刻艮方地震小時地震止、 見舞也、(中略)自摂政以使地震為見舞余与里使来云々、禁裏・女院等伺御機嫌了、 服部大学水戸屋敷地震見舞也、 西園寺前左府・石山中将・庭田前大納言等地震為 此日女院御幸依為地震右

2月29日 午下刻地震三ヶ度 地震度々 3月1日 2 日 地震 3 日 間々地震 地震度々 6 日 夜亥下剋地震 9日 両度地震 10日 12日 午下刻地震三ヶ度 19日 午刻地震 20日 子刻計地震云々 4月4日 地震辰下刻 酉下刻地震云々 13日 16日 午下刻亥剋地震云々 20日 卯斜地震 22日 午刻地震 26日 子刻地震 子刻地震 5月1日 此節度々地震云々 4 日 11日 子刻辰下刻地震 去25日越後惣地震 12日 23日 未刻地震 25日 丑刻地震 29日 巳刻地震、度々 6月18日 巳刻時分地震云々 25日 丑刻雷鳴地震 閏6月7日 未刻地震 15日

寛延4年2月~閏6月の地震

震 時

地

より作成

刻

「兼香公記」

月 日 また高田地震については、

共御延引沙汰也、

宝永四年十月四日午下刻地震、

又去年七、八度、

此度午下刻地震三ヶ

度也

後日の伝聞を五月一二日に以下のように記している。

去廿 Ħ. \exists |月廿九日歟越後国惣地震凡クツルゝ家^ 五百取沙汰、 自京都者甚シキヤウす云々

表によると、二月二九日から地震は断続的に続き、三月九回、

この間、

兼香は、三月一六日。

同二五日に地震と鹿島神との関係を次のように記している。

四月七回、五月七回、六月二回、

閏六月二回に及び、

三月一六日の地志んの歌

三へん唱れいましないと成 かなめいし

ゆるるとも よもやぬけまし

かしまの 神君 あらんかきりす

間

 \equiv

三月二五日(欄外)

仍東国三十三ヶ所西三十三ヶ所社司 かしま神到来歟 神膳令供神前 其ワケ餅ヵ色カハリ 是為祈禱之由 本かしま神のつけ可有之由示之云々 又塩小鯛まいとイロクスフキアカリ

昔モソノタメシ多事也

下のように記している。 ことがわかる。しかし、三月四日時点で、朝廷では地震祈禱の件は問題として出ていない。寛延四年地震に対して、 および、 早く行動を起こしたのは幕府であった。関東下向中であった武家伝奏廣橋兼胤は、三月一三日の「日記」® 寛延四年当時、 東国三三箇所西国三三箇所の神社でも社司たちが祈禱する時、地震は鹿島神のつけであると認識している 地震は鹿島神の要石によって押さえられているという伝承が、公家社会にも伝えられていたこと、 に以

最早翌日両人ハ発足候哉、議奏中江被申入候間、両人為心得示告之由也 処、宝永大地震之節無之儀候旨難示来候、今度ハ可被窺之 信濃守示云、伯耆守傳言之由、去月廿九日京洛大地震二候、 仍 思食二候而、 御所方可被窺 議奏中迄老中之奉書ヲ以被仰進 御機嫌哉、 豊後守迄被尋合候

次のように記している。 震に対する祈禱は検討されていなかったが、四月一九日、一条兼香は摂政一条道香より上賀茂社釜鳴の話を聞き、 言も触れられてはいない。 芝山重豊・東久世通積の五名宛の書札には、「主上・女院様御機嫌」と明記されているが、 幕府より老中奉書による議奏宛の朝廷への地震見舞状であり、議奏中山栄親・姉小路公文・葉室頼要 宝永大地震と同様、 幕府から朝廷に対する祈禱依頼はなかった。 朝廷でも、 地震祈禱については一 連続する地

夜 摂政来臨 於釜戸神前甚加カマナリソノテイ如太鼓、伝奏奉行沙汰可被聞之由也® 上賀茂木をいたせい神明之とく令申入、若此事年内炎上、御きうし可有之沙汰云々、一七日祭前

に占文を行なわせるのと同時に、地震に対する吉凶占いが行なわれていた。その占文が次のものである。 真相究明と併行して、禁中では、四月二一日に女御が本殿へ移る日を決定するための占いとして、陰陽助賀茂保暠 契機に社司らによる神事神供と社地の木伐採の不当性を訴えたことによると説明されている。しかし、この釜鳴の 伝奏・同奉行より聞いたと記している。中川氏によると、これは賀茂祭の一八日に、非役氏人が賀茂伝奏に鳴動を あるとの沙汰であるとかやで、賀茂祭前夜の一七日に釜戸神前において釜が太鼓のように鳴ったという風聞を賀茂 ここには上賀茂の木を伐採することは神明の徳であるという申し入れがあり、もしこの事が年内に炎上、 凶が

幸徳井占文

去二月廿九日丁酉時加来地震聲四期

期在五月七月十月何以言之賁有 火之象朱雀主口舌火事兼被致 祈禱至期殊被慎御者

吉凶如何占得凶火賁遇朱雀

推之口舌火災等可被慎誠乎

而可為安全乎

寛延四年四月二十日 陰陽助賀茂保暠

御所の北東にあたる比叡山延暦寺の座主宮門跡寺院である妙法院の「日記」『には、以下のような記述がある。 されており、特にこれを山鳴動•怪異と結びつけるような文言や気配は全くなく、地震に対する祈禱もしていない。 がわかる。二月二九日の地震について、上賀茂社の「日記」『には、「未刻半過地震ニ而入夜小地震数十度」と記 に上賀茂があることから、上賀茂の釜鳴を占の凶と結びつけたのは、一条兼香・道香親子の夕食時の話であること いることから、摂政道香が夕食時に兼香邸を訪問して、幸徳井(賀茂)の朱雀方角凶とある占文と、その朱雀方角 の慎みと祈禱を必要とする内容である。この占文に続いて兼香は「摂政来臨 この占文は、二月二九日から続く地震の吉凶を占ったところ朱雀方向に凶とでたので火災等の難を警告し、天皇 夕膳時也 年後、上質茂ティ也」と記して

寛延の怪異と地震祈禱

―賀茂別雷神社を中心に―

一月廿九日丁酉

া

当番

未刻大地震動 須臾 ノ間ナレトモ動揺太〆 燈籠等倒、 壁壊レ所ゞ損シアリ

右震動ニ付、 為窺御機嫌御使被差上所ゞ、禁裏様・女院様・有栖川宮様・八十宮様右御使青木造酒

禁裏様江御月次御祈 祷 之巻数被献上、右御使青木造酒

三月朔日

戌刻頃地動、 昨日より軽シ、昼夜数度小動アリ

同 <u>一</u> 日 (前略

暁天地動、今日モ終日少宛鳴動、 夜二至テモ不止、 丑刻計震動烈シ

いる。 た様子はない。 延暦寺では、 毎月の月次祈禱の巻数は天皇へ恒例行事として献上されているが、特に寛延地震に対する自主的な祈禱をし 燈籠などが倒れる被害があり、 早速、桃園天皇・青綺門院(女院) 等に御見舞いの使者を派遣して

直二名に渡され、 茂社に対して、「明朔日ゟ国家安全之御祈一七ヶ日可仕旨書付」『が賀茂奉行清閑寺益房より上賀茂惣代保韶 怪異に対する祈禱は、決定されたと思われる。 茂保暠の地震占において凶とされるや、同二一日夕食時における摂政一条道香と太政大臣兼香の会話から、 朝廷では、 摂政のもとに既に賀茂祭翌日の四月一九日には、上賀茂釜鳴の怪異の風聞が伝わり、 また朝廷は七社七寺』に対しても五月一日より七日間の地震祈禱命令を発した『『 **釜鳴山鳴動の怪異究明はまだ不十分であったが、** 四月二九日に上賀 且二〇日には賀

上賀茂神社の怪異と地震祈禱に対する対応

四 月二九日に上賀茂社が、賀茂奉行清閑寺より渡された朝廷の祈禱書付は以下のものである。

日一七箇日之間 国家安全 玉體安穏 諸臣萬民 水火風雨天災地揺無難 御祈 社 同可抽精誠事

来月八日巻数可有献上

四月廿九日崎

ろ、賀茂伝奏の所へ行って指示を仰ぐようにとの返答であった。賀茂伝奏葉室頼要からの指示は、「此儀祝詞申時**、** ていないことに対して、社家中にどのように伝えればよいのか、また祝詞に付け加えたものか否かを質問したとこ 鳴の怪異についても、祈禱の中に含めて祈るようにという伝言を受けていることがわかる。惣代は怪異の文言が入っ 渡外北社怪異之旨御祈禱之中右之儀相心得御祈禱可申旨御口上ニ而被仰渡候事」と記されていることから、釜鳴山 この祈禱内容には「天災地揺」という地震の文言は入っているが怪異の文言はない。この祈禱書付に続き「右御書

以下がその祝詞である。 右之儀ぬく之可申旨一同社家中へ者右之儀可申聞仰」『とあり、 祝詞から怪異の文言は抜くという指示であった。

今度御祈禱地震祝詞 神主貴布袮祝ゟ被差出 当社祝詞神主作進如左

読 月朔日韓始而一七箇日廣前仁社司氏人等 而祝禱申事乃由乎 掛毛畏幾当皇太神宮幷八社 掛毛畏幾大神平久安久聞食而国家安全 摂神末社諸神乃宇津乃廣 奉詣恃今日吉辰各参集而 前尔恐美恐镁申而白久忝毛 玉體安穩仁諸臣万民仁至縣水火 常毛献神酒採供倍中臣祓 朝廷乃詔旨於奉而今 一百度於奉

風雨天災地揺乃無難夜乃守日乃守仁

護幸賜雌恐美恐様申須

怪異の文言は祝詞より除去するが、暗に申し含めるという伝達は、 他の七社寺においても徹底された。それは伊

1伊勢神宮 寛延四年五月一日 勢神宮や延暦寺への祈禱伝達を示す以下の史料からも明らかである。

国家安全玉體安康諸臣 萬民水火風雨天変地揺無難 加茂別雷社辺怪異有之由 御祈可含其旨不知之由

但無御教書。

2山門延曆寺 寛延四年四月二八日

可抽精誠之旨、 自来月一日一七箇日之間、 可有御下知延曆寺之由、 国家安全・玉體安穏・諸臣萬民・水火風雨・天災地揺、 奉行職事一通御到着候、此旨衆中可有存知之由、 無難御祈之事、

気色ニ候化

四月廿八日

菅谷法眼 寛純 判

(別紙) 今度被仰出候御祈之儀二付、被申含候儀有之間、 明日左之中壱人参上可有之候、

四月廿八日

菅谷法眼

三執行代◎

ある。二つ目は、上賀茂社の怪異、 祈禱書付や祝詞の中に「国家安全、玉體安穏、諸臣萬民水火風雨天変地揺無難」の文言があることからも明らかで 来相次ぐ地震に対する人々の不安を除去し平安を祈ることが主たる目的であったことである。それは、朝廷からの あろうか。 では、 なぜ賀茂の怪異である山鳴動釜鳴の文言は、祈禱書付や祝詞に正式に書き加えられることがなかったので 理由は二つあると考える。一つは、五月一日からの祈禱は、賀茂の怪異に対する祈禱ではなく、二月以 即ち山鳴動・釜鳴に対する見解が、賀茂社の社司と氏人との間、 および社司間

祈るという意識が強かったといえる」』と指摘しているように、国家安全、万民無難を祈ることが、古来からの朝 民に対しては万民の保護者であるとの意識を維持し、人民に善政を施すべき立場にあり、それゆえに人民の幸福を たがゆえにか、あるいはそれだからこそか、観念的に、あるいはタテマエとして、国家に対しては支配者、また人 第一の点については、藤田覚氏が「江戸時代の天皇・朝廷は、政治権力および人民との距離がもっとも遠くなっ でも対立しており、不分明であったことである。

しての意識が強く反映されていたのであろうか。但し幕府奉行所等よりの祈禱命令の書付は、「賀茂別雷神社日記 東大地震時の書付と祝詞では、どうだったのであろうか。将軍綱吉においても、 皇や近衛基熈の思想からも読み取れることは、別稿®で私も論じている。では、元禄一六年、 廷の勤めであるという意識の明示を必要としていたからである。これは、 元禄一六年関東地震祈禱に対する霊元上 朝廷にとって代わる国家統治者と 将軍綱吉命による関

一此度一七ヶ日巻数太麻祝詞等書付之事

賀茂別雷皇太神宮御祈禱

日供備進之事

に見当たらないので、上賀茂社中が認めた書付を以下に掲げる。

一社一同一七ヶ日参詣之事 中臣祓一千度執行之事

右奉為征夷大将軍源綱吉公御安躰 天下泰平国土豊饒御武運長久

御願円満感應成就殊 掛丹誠所奉祈之状如件

元禄十六年十二月 御一社中

祝詞ノ留

掛畏多皇太神乃宇津之廣前仁 恐美恐美毛申奉留去頃江府震動志天

公幸壽長遠御願 円満万民平安国土豊饒殊者 一社一同仁武命乎蒙天一七ヶ日懈怠奈久 誠心於凝之冥時

民間騒動世利奉為

征夷大将軍源綱吉

乎祈奉留所奈利 元禄十六年十二月 皇太神此状於平久安介久聞食天 御神主従三位賀茂懸主就久 夜乃守日乃守常盤堅盤仁 敬白⒀ 護幸給停止恐美恐美毛申須

貫して強調されているのは、 元禄一六年の書付の文言に万民の文言はなく、祝詞には「円満万民平安国土豊饒」を願うという文言はあるが、 征夷大将軍綱吉の御安躰のためという文言である。寛延四年の朝廷より伊勢・賀茂

延暦寺に伝達された祈禱書付や上賀茂社の祝詞には、玉體安穏のために国家安全等を祈るのではなく、国家安全が

間

瀬

久美子

めであり、

万民の保護者という意識は二の次である。

第一に位置しており、 玉體安穏は諸臣萬民以下と並列的に記載されている。 綱吉の地震祈禱はあくまでも将軍のた

社惣代を出頭させて、上賀茂社の山鳴動・釜鳴について直接尋問している。 第二の理由、 山鳴動・釜鳴について当時の状況を見てみよう。同年四月二五日、 賀茂伝奏葉室頼要は、 神主と一

由申上処、仰ニ成致、委細御承知被成候、此儀も山鳴動或,釜鳴候者早速注進可有之義と思召由也 知仕候、 儀ニ御座候 隔社家中惣山と申様成物ニ而、 地震等之節者賀茂山計ニ而も無之諸山一統鳴候儀ニ而御座候、 尋ニ付答ニ、(中略) 去正月御供二麁末之品有之候由、 **釜鳴候儀者火之気無之釜鳴候を釜之鳴与及承知候、此度之儀者御料焼候ニ付、湯気ニ而吹切候与被存候** (中略)、釜之儀、去,十七日翌十八日神供焼焼飲、薪多くべ候故カ湯気之勢ニ而吹切候様ニ風聞承(ヤトシ 神木之儀此儀者高山と申候ニ付、 (中略) 山ノ木伐払候儀者、 且神木被伐払候ニ付、 風聞候聞ニ達シ候義与奉存候、 山鳴動且釜等茂鳴候樣御聞被成候、此儀如何之由 寛文四年関東裁許状ニも有之候故、 且此度伐払候山者神殿続之山ニ而も無之、 山鳴動之儀曾而無之候、 相談を以伐払候 海道を

たはずである。②木を伐採した山は、 一七・一八の両日、 一司である神主と一社惣代の回答は、 神餞御料を作るため、薪を多くくべたので、 神殿続きの山ではなく、 ①山が鳴動したことは一度もなく、地震ならば賀茂山以外の諸山も鳴動し 街道を隔てた山である。③釜鳴は賀茂祭のため 勢いよく湯気が吹き上がった時の音である。 河月

方、四月二六日付の岡本保巨以下、非役氏人一二三名連署の回答は、次のようなものであった。

極めて合理的な回答である。

鳴とは火の気のない釜が鳴った時のことである。というもので、

依御尋謹而言上(前略

山鳴動之事

此儀山内山外之差別、聢与承届不申候事

釜鳴候事

此儀者四月十七日未刻計、炊神供候酒殿之釜鳴候事相違無御座候、 ヶ様之儀者是迄不承及候故

右依御尋言上如件

吉凶之儀も不伝承候、

以上

寛延四年四月二十六日

岡本大炊保巨 中略

葉室中納(言) 殿 御雑掌中四

山

始された国家安全・地震祈禱の祝詞が日記に記載され、同時に社司の中にも、連名を断る者が続出していたことを 所司代届出の相談に出向くが、 提出するよう要求された。同五日には、賀茂惣代が町奉行所に賀茂伝奏・賀茂奉行より尋問を受けていることへの 甚しかったというので、その釜の周辺にいた下役人にもよく聞いた上で、一社中連名(実名直筆)の詳しい書付を び、賀茂伝奏から賀茂惣代が召喚され、釜鳴は湯気の勢いで鳴ったものというが、京都へ来た者の話では、釜鳴は のようなことは、従来なく吉凶は伝承されていないと慎重に回答している。その後、釜鳴について、五月四日に再 .鳴動については、非役氏人も否定し、釜鳴については、 町奉行所よりはその必要なしと拒否されている。五月六日には、五月一日より開 確かに鳴ったとはいうものの具体的な記述はなく、こ

昨四日御伝 十七日用事有之酒殿辺ニ罷在候処 全虚言ニ相成候故、 之所々ニ而釜鳴候事夥敷由申咄候、三日ニ被差上候書付ニ、湯気之勢ニ而吹切候由左候得者私所々ニ而相咄候事、 奏被仰渡二連名書付御相談可被 連名御断申入候由也、尤神夫小目代口書ニ湯気之吹切与申儀を私壱人鳴候由申いかゝ候 釜鳴候事夥敷候、早速駈付見及候処、 成事兼令云、酒殿釜之儀ニ付連名之義、御断申入候子細者去ル 差而火を焼候躰茂見請不申候、

記している。

久美子

御伝奏被仰渡之連名之儀,御断被申上、 神夫小目代差上候口書之写差上連名之儀,御断被申上可然二決各退

之上武辺江御願ニ候、尚以後各無他念評談可然者也

る。すなわち、釜鳴については、非役氏人のみならず社司の間でも意見が分かれていたのである。 賀茂伝奏への一社中連名は困難であり断ることを寄会で決定したこと、幕府側に吟味を願いたいこと等が読みとれ も連名を断り、竈の下役人である神夫小目代は口書で湯気といっていること、社司の中にも連名離脱者がいるので、 しかし、兼令は、見たといっても竈のそばまで近寄ってはいないとも言っている。保萬(若宮祝)・学顕 月一七日に実際、 右の史料から、 方、朝廷では、五月六日・八日に、陰陽頭・助の安倍・賀茂両家に対して上賀茂の釜鳴吉凶占を要請していた。 社司兼令(沢田社祝)が連名を断った理由は、五月三日の釜鳴は湯気の勢いという書付では、 火もないのに釜が甚だしく鳴っているのを見分したことが虚言になるからというものであった。 74

1賀茂別雷社四月十七日甲申未刻許被炊神供候酒殿釡鳴怪異吉凶如何

占封遇巽睽蟲

推之鬼魅崇幷害火災等慎也 怪日以後五月八日辰巳午未日 殊以 慎也 何以言也 巽風也 睽火也

也 兼被行御祈者其咎自銷 可為安全乎

寛延四年五月六日 陰陽助兼曆博士

能登守賀茂朝臣保暠

2 勘申釜鳴吉凶之事

天地瑞祥志曰申日鳴釜家中喪事

右去月十七日甲申 賀茂社酒殿之釜鳴也 謹考此異 是賀茂一所之事而不可及他所敷 謹勧申

百争田宅大富家中

寛延四年五月八日 陰陽頭安倍朝臣泰兄

鳴動については、 の占文以前に既に開始されている。従って、陰陽道両家の占いが直接祈禱祝詞に影響したわけではない。むしろ山 失は大きいが、これは賀茂一所のみのことで、他所へ害は及ばないという見解であった。国家安全・地震祈禱 右の二つの占文は、賀茂家は火災等の害を消すために、 山の麓に住む柊原百姓が否定しており、頻発していた「地震」という判断で、氏人と社司評定双 五月八日の天皇の慎みが必要といい、安倍家は釜鳴の喪 はこ

方とも問題としない合意ができていたことが、次の史料®から伺われる。

仕儀茂可有之、社領山続鳴動致候儀承候者茂有之哉無覚束段、社司評定より申上候、何連ニ茂社家中評決不 山鳴動之儀山林麓:住居仕候柊原百姓共不承、於賀茂ニ茂曾而遣候者無旨社司評定ゟ申上候、 間違無之樣可仕儀与思召候段被仰渡奉畏候(後略)何分之御咎可被仰付候而後証連印一札奉差上候處仍而如件 行届様畏候、并此儀双方共御吟味相願候存念無御座候趣申上候ニ付、是等之儀茂向後相互ニ評定治決之上、 山鳴動之儀相違無之候得共、山内山外之差別聢与承届不申候段、先達而伝奏より御尋有之節、及言上候段申 社司評定より、山鳴動不致旨申候得共、右之節地震等時々御座候時節ニ候得、、其儀を山鳴動与風聞 上賀茂神主 富野大蔵権大輔 役外氏人

方者 印

四

森兵部権少輔 印

禰宜

役外氏人物代 岡本甲斐守 印

山本信濃守

印

(※この外社司評定二五名と役外氏人六名省略

三 怪異と朝廷

御奉行所

(一) 寛延四年の賀茂一件朝廷裁許と怪異

寛延四年の賀茂の怪異については、祈禱祝詞から外されたが、当時の朝廷では、怪異をどのように認識していた

のであろうか。以下の寛延四年一一月一九日に出された賀茂一件裁許®から考えてみよう。

冨野大蔵権大輔

神 主

依之籠居被仰付候事

釜鳴山鳴動実否御吟味之処、前後間違之儀言上不届之至ニ候、

正禰宜 森兵部権少輔

正祝 林宮内権大輔

雑掌 西池右京権亮

同 藤木越後守

右之輩同前御咎二付籠居被仰付候事

右同断御咎二付蟄居被仰付候事

若宮禰宜 東辻修理大夫

右言上之趣不埒ニ付急度遠慮被仰付候事

非役氏人 岡本右京権大夫

山本豊前守

同

同 北小路備前守

社中異乱如此程之儀候^ゝ先達ニ可致注進義依御尋申出候段延引緩怠不届ニ付

右三人遠慮被仰付候非役氏人一等可尋此旨事

慎み、 非役氏人三名は、裁許を延引したという理由で遠慮、そして、最後に、釜鳴は竈のそば迄行っていないが事実と主 て籠居 この外別紙で、提出の書付理由不分明という理由で処分された者は、若宮祝岡本大和守が数年評議差止の上急度 沢田社禰宜山本長門守と社大夫藤木陸奥介が急度慎みで、処分者は合計一二名である。 (閉門)三名と蟄居(逼塞)二名に処されたのは、釜鳴は湯気とした社司評定側であり、釜鳴は事実とした 釜鳴の言上不届とし

来の伝統が近世の朝廷公家社会においても継承されていることを示している。しかし、近世の「怪異」への認識と 現象を湯気と自己判断するのではなく、鳴動という怪異に対しては、先ず朝廷に報告して判断を仰ぐという中世以 張した沢田社祝山本駿河守兼令は、「此度吟味之義ニ付申分文明神妙候事」と褒められている。この処分は、

対応は、果たして中世社会と同質のものなのであろうか。以下、寛延年間に連続して起きている他の二件の怪異に

ついて検討を加えたい。

(二) 寛延三年の怪異と朝廷の祈禱

のように記している。 寛延三年(一七五〇)六月朝廷では奇妙な怪異事件が起きていた。 中院通兄(八月内大臣就任) は、 目記』に次

六月十三日 甲申晴 自今日於七ヶ寺七ヶ日之間有御祈、 是依有思召云々、 烏数多常集于御園樹上 其中 羽

寛延の怪異と地震祈禱

―賀茂別雷神社を中心に―

摂政雖黙止內々被尋問于賀安両家候処、賀家称吉、安家称火難病患、仍被存不可如、被行御祈之由候間候へ、、 当春以来声似鶏鳴、女房皆怪也、故院御事ノ後、各称不吉、頃日又来鳴樹上、女房甚恐し嗷々称不吉之由云々、

者依此事被行御祈云々

賀茂(幸徳井)家の三家に吉凶の占いをさせていた。太政大臣一条兼香は、日記®に次の三つの勘文を記している。 を桃園天皇が発したと記している。朝廷では、六月九日から一〇日にかけて、安倍(土御門)家・源(小泉)家・ ころ、賀茂家は吉、安倍家は火難病患と称したので、祈禱を行なうことになり、七大寺に対して七日間の祈禱命令 官達が恐ろしがり不吉と騒ぐので、摂政一条道香は黙止していたが、密かに陰陽道の賀茂家と安倍家に占わせたと 天皇御所の樹上に飛んできた鳥の群れの一羽が鶏の鳴声に似ており、四月二三日の桜町上皇崩御の後なので、

1勘申怪異の事

災の恐れなきにしもあらす(中略)天地瑞祥志爰窺輯要に禽鳥の卜数多見申遣共、 鴉鶏の声を作て唱事あり、これ先に(破損)崩御の前かた志ば志ば此事あり、今又(略)甚吉凶をトひ申に (中略)もと陰気陽越剋すといへ共畢竟に至て火成に水きしの象なり、去る春賀茂社怪象の勘文に申如く火 此例に当れるものなし謹

寛延三年六月十日

2勘申怪異事

や須邦

今日午時烏声似鶏鳴謹以八純之卜勘之、則是凶也、或火災或病患之機、最可為御慎者乎

寛延三年六月九日

陰陽大属有彛

3六月九日午過刻烏作鶏鳴十四五声吉凶如件

非妖怪之所致歟、 何以言之鶏司晨鳥 亦 (破損) 幕去 各陽鳥識時之物也、

且似鶏声者

一六

気類相感也、夫烏之為瑞久矣 以右反哺仁恵之徳故 為吉鳥可為

寛延三年六月十日 陰陽助加茂保暠

しているが、 保暠は吉という三者三様の占いを出した。中院通兄、一条兼香共に、桃園天皇が七ヶ寺に七日間の祈禱を命じたと ことを記し、上賀茂社でも六月二一日に「自来廿二日一七ヶ日之間、国家安全・玉體安康・諸臣萬民・水火風雨無 この三つの勘文から、鳥が鶏鳴を発したのは、六月九日正午頃で、安倍泰邦は先例なし、 伊勢神宮でも六月二二日に「御祈 国家安全・玉體安康・諸臣萬民・水火風雨無難」の祈禱をした 小泉有彛⒀が凶、

の鳴動記事は、弘安四年(一二八一)の蒙古襲来や観応の擾乱(一三五一年)の時にも見られ、嘉吉三年(一四四三)、 両用の意味があり、戦国期にも、鶏は地震や火事などを告げる鳥として意識®されていた。また、中世の伊勢神宮 寺で国家安全祈禱を命じていた『ことがわかる。但し怪異という文言は、使用されていない。中世の金鶏は吉凶の 日に巻数を献上®し、「頼言卿記」には、七社七寺と明記されていることから、この怪異に対して朝廷が、七社七 難御祈之事」☞と七日間の祈禱書付が記されており、延暦寺根本中堂でも、一三日から七日間天下安全祈禱後二○

三一歳の若さで、七社祈禱をする暇もなく崩御『に至るという不安な状況があり、烏鶏鳴はこの不安が呼び起こし ら 国家が危機に直面した時期と鳴動が連鎖®していることがわかる。同様に、寛延期の朝廷内でも、

室町幕府将軍義勝が一〇歳で赤痢のため死去すると、石清水・春日・賀茂等の諸社での怪異が頻発していることか

(三) 寛延二年の上賀茂社鼠害と朝幕関係

た現象であると考える。

新帝桃園天皇は、

わずか九歳であった。

願い出ることが、翌一〇日の臨時寄会で決定されると、惣代が賀茂奉行日野西資興・賀茂伝奏清閑寺秀定及び京都 や飾紐を喰破り畳の縁にも損害が見られたので、これは一社第一の一大事であるので、早々に造替を朝廷と幕府に 寛延二年(一七四九)九月九日御神事御戸開の時、上賀茂社本宮内陣を神主と祝が見たところ、 鼠が入り御

得心候ベ無難之趣再応被仰付候ニ付、 社難渋も可有之義与思召候、此度御造営願相止、 御祈禱之儀,其儘可相勤旨被仰渡、 此度之言上全虚言二而,無之候旨段々被申処、 両人畏り奉之旨被申上候 御命重而両人謹而奉畏候旨被申上、 御帳帷願耳被申候,、無事之沙汰与思召候、 仰二左様二而,可有之候得共、 (後略) (41) 御内陣窺之儀者不及其儀旨参籠 右内密被仰渡之趣、 (中略) 両

子相見へ候、且神殿造替願之事、当時備後守ニ茂病気大切ニ候得う、町奉行之掛り江左候へう、右願及吟味候而 御伝奏御奉行御列席ニ而被仰渡候、此度本宮御内陣江鼠入候言上虚言ニ而,有間敷候得共、ト之表ニ而,虚言之様

はそのまま継続せよというものであった。 茂伝奏より伝達されている。 この内容は、 幕府に対する鼠害による本殿造営願を取下げ、 と同時に神主祝の御帳帷内参籠を解き、 この朝廷判断の背景には、 御帳帷新調願のみにするようにとの朝廷判断が、 内陣被害状況の内々調査は停止するが、 柳原光綱の 憲臺記」 によると、 賀

寄せられた治承年間(一一七一~一一七五年)の石清水八幡宮鼠害時の先例に準拠して、桜町上皇・摂政一条道香 例注進者、被准此等之例、今度被改御帳斗、不可及造替歟之旨、被申入仙洞云々」と記しているので、桜町上皇に 災で大災ではないといい、官外記勘例を摂政が所望したところ、「治承石清水鼠怪有之、不及造替、追而被祈謝之 副卜部兼雄・陰陽頭安倍泰邦・同助質茂保暠の占文や官外記進勘例があったからであるという。三占文は、小水火

らの判断が下ったものであることがわかる。

寛延二年の三家の占文は以下のようなものである。

十吉凶事

問今月九日賀茂社奉開御戸之處、

内陣御帳外陣御畳鼠喰損事吉凶如何

推之依有不信不浄、神威祟有之歟

勘申 怪異之事 (中略)

寛延二年九月十四日

神道長上正三位大蔵卿兼神祇大副卜部朝臣兼雄

2 為鼠占之始已来和漢為鼠妖者多々、而十之八九皆為災歟、雖然這般之異、全不與有。階下工皇玉體之事也

右今月今日有 綸旨而従摂政殿下仰承 進呈之臣尸位襪線下得弁君臣之殃挙 一決故両存之以聞臣欽所

陰陽頭安倍朝臣泰邦

勘申如件

謹勘申 別雷社御内陣鼠喰之事

寛延二年九月十四日

3

康富記嘉吉二年十二月廿四日辛亥 方陰位獣也 然則陰剋陽之儀歟 速改殿内被祈謝 吉田社第四御殿神服鼠喰損云々 可有御慎乎 吉凶無所見

令勘之鼠者十二支

北

寛延二年九月

陰陽助賀茂保暠

間 瀬

寛延の怪異と地震祈禱 ―賀茂別雷神社を中心に―

久美子 九

 $\overline{\ddot{}}$

からである。では、官外記勘例という陰陽・神祇道以外の治承年間の石清水社の先例とは何であろうか。 なれども天皇には害なしと占い、賀茂家は鼠が十二支の一つなので神殿内を改め祈謝すればよいとの占いであった 柳原光綱が大災ではなく小災といったのは、 ト部家が「不信不浄 神威祟」で凶あるのに対して、 安倍家は、 災

勘申神社怪異事

治承四年八月二十七日

八幡宮去十五日寅刻依放生会出御之間、 鳳形抜落事 如元奉之由言上 北野宮梅樹無風転倒事、 西御前御剱錦袋幷御茵為鼠被喰損事 神祇官陰陽寮等占申吉凶之処、 同宮同日同時令下坂御之御輿 八幡神事違例

云々、北野公家御慎殊重云々(以下省略

九月十四日

左大史 小槻盛春 印 上

<u>F</u>

調のみで造営はなく、祈謝のみという先例を新たに作り、桜町上皇に奏聞して、これが朝廷の判断になった可能性 勢高宮鼠御衾被害時での仮殿遷宮延引の先例等を合成して、 喰積仕注申調進之由也(中略)今度奉幣尋先例所申行也 の奉幣での対応や、「中右記」大治五年(一一三〇)一一月二五日条の「伊勢一社奉幣 七月一九日条に「八幡宮申為鼠御帳紐喰損幷蛇出来(中略)内覧奏下怪所幷方角神社可有奉幣」と、御帳紐鼠害時 例とは記しているが、その対応について記載はない。この外、石清水八幡宮については「永昌記」嘉承元年(一一〇六) がある。 の太政官両局の治承四年の勘例には、石清水八幡宮の御剱錦袋と御茵が鼠被害に遭遇したことを、 石清水八幡では、 嘉吉二年 (一四四三)に宝殿下から蛇が出て鼬を追って武内社前で喰い殺すという事件 仮殿遷宮延引之時為被申計旨奉幣也」『とある如く、 柳原光綱が、石清水社の鼠御帳喰損害では、 大外記 中原師充 (中略) 高宮御衾等為鼠被 印 御帳の新 伊

が

であったのだろうか、 が 起き、 社務が替えられている質が、これは、 先例とはされなかった。 鼠でもなく神殿内でもないのに社務建替が行なわれており、 不都合

対する祈禱命令には至らなかった。 ても、三○年から五一年と不定◎であったからである。結局、寛延二年の怪異祈禱は賀茂一社のみで、七社七寺に 府に申請する絶好の好機であったと思われる。それは、 た状況が窺われる。一方、賀茂社側からみれば、 による和歌一巻・太刀一腰を奉納して祈禱を命じている郷ので、朝廷内では、伊勢神宮遷宮への対応に追われてい 町上皇の命により執行されることで、朝廷は、 三年九月の賀茂と同時期には、伊勢内外宮の式年遷宮が執行されており、桜町上皇は九月一六日に、式年遷宮終了 こうして上賀茂社では、九月一三日から七日間の祈禱が執行され、また同時に五日間の桃園天皇御慎み旣が、 事態の収拾を図ろうとした。この背景として、考えられることは、 伊勢神宮式年遷宮の年であるこの時期こそが、造営願を朝廷・幕 伊勢と異なり、賀茂別雷神社式年遷宮は、江戸時代に入っ

天皇の慎みと上賀茂一社の祈禱で解決し、幕府の顔色を窺いながら、幕府負担の造営費を軽減するという現実路線 という朝廷と神社の折衷案が実行されたのである。ここには、内陣の神体が穢されたという神の罰を恐れる観念は、 による神殿内陣被害は、本殿造営ではなかったが、神器の一部新調と本殿修理のための仮殿遷宮・修復本殿正遷宮 八匁八歩五厘支払う)、翌寛延三年一月二八日、本宮の正遷宮®が執行され、一件落着となった。 神宝渡御、 修理の上、 に町奉行所に届出をして、一二月二一日に本殿修繕完了、 その後、 権殿仮殿を建て、まず権殿神宝を仮殿に渡御し、権殿を修理した後に、権殿に本宮仮遷宮をして、 鼠害による幕府への造替要求は、 また本殿に正遷宮をするという決定が言い渡され、社司等も納得した。その結果、一一月二八日に権殿 一二月六日権殿修復完了、同八日に本宮を権殿に仮遷宮、本宮内陣の損害・新調目録作成後、同一八日 同年一一月に入って再び、繰り返され、一一月二三日に、 同二九日に内陣御帳帷新調織物の布完成 すなわち、 (代銀一貫百拾 本殿鼠穴を 賀茂伝奏よ

久美子

を朝廷が選択して、

神社側を宥めている様子が見てとれる。

おわりに

異は、 念は、 録から姿を消していくのは、 定、氏人ともに、地震であると合理的な解釈をしている事実にも留意しておきたい。近世になると、怪異現象が記 民衆社会では、賀茂社領の農民が、山鳴動を神威祟りと恐れるのではなく、 選択して現実可能な事例に、作り直して天皇・上皇に奏聞することもあった。近世における鳴動・烏鶏鳴という怪 るのではなく、摂政等の公家は、寛延二年賀茂社鼠害に対する先例で明らかなように、過去の先例を都合よく取捨 といえよう。また、主に安倍・賀茂・卜部三家の占文は、朝廷の意志決定に大きく作用しているが、そのまま用 わかる。怪異は、 社司・評定が神社造営願の契機にしたり、氏人が神社運営への氏人合意を要求する契機として利用していることが る国家統治者として、その災禍に対する責任を果たすという認識があったと思われる。一方の神社側では、怪異を と怪異のト占は、 寛延二年から四年にかけての三件の怪異・地震に対する朝廷の祈禱は、 穢や神威祟の文言を祈禱書付や祝詞に入れることは、もはやなかった。しかし、怪異に対して神罰を恐れる観 極めて主観的要素の大きいものであったので、朝廷内では、虚偽説が囁かれることもあった。 中世と同様、天皇が慎みをしたり、七社七寺に「国家安全」祈禱をすることで、タテマエとして民を保護す (小泉) 四家の卜占の結果や先例を基にした朝廷の判断によって決定されている。近世においては、 神社にとって、朝廷や幕府に対する要求の手段とされている点が、中世とは大きく異なっている 別箇に行われ、たとえ占文の中に「不信不浄神威祟」の文言があっても、怪異を祈禱名目とした 神威が後退し、 自然現象に対する合理的解釈が次第に社会に浸透していったからであ 賀茂 (幸徳井)・安倍 (土御門)・卜部 風聞の山鳴動を否定しており、 一方、 当時の 社司評

ると思われるが、詳しい分析は今後の課題としたい。

- (1)平川新編『江戸時代の政治と地域社会』第二巻「地域社会と文化」、清文堂出版、二〇一五年
- (2) 朝日選書六四四、朝日新聞社、二〇〇〇年
- ③ 東京大学史料編纂所 謄写本
- (4)『大日本近世史料 廣橋兼胤公武御用日記』二、東京大学史料編纂所、東京大学出版会、一九九二年
- (5)宇佐美龍夫他『日本被害地震総覧五九九―二〇一二』東京大学出版会。二〇一三年
- (6) 註5に同じ
- (7) 前掲「兼香公記」寛延四年二月二九日条、東京大学史料編纂所、謄写本
- (8) 前掲『廣橋兼胤公武御用日記』二、一四―一五頁
- (9) 前掲「兼香公記」
- (10) 前掲「兼香公記」寛延四年四月二一日条
- 「賀茂別雷神社日記」寛延四年二月二九日条、賀茂別雷神社所蔵

(11)

- (12) 『妙法院日次記』第十二 史料纂集 続群書類従完成会、平成七年十二月
- ⑸ 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年四月二九日条、賀茂別雷神社所蔵
- (14)頁。石清水八幡宮社務所、昭和一四年第一刷、平成九年第二刷発行。『伏見稲荷大社年表』二三三頁、伏見稲荷大社御鎮座 七ヶ日於七社七ヶ寺有御祈云々」と、七社七寺と明記されている。宮内庁書陵部所蔵。『石清水八幡宮史』首巻、二六八 賴言卿御記」寬延四年五月五日条に「去月十七日質茂別雷社炊神供酒殿釜鳴吉凶陰陽頭助勘進被仰出云々又従去一日
- 一千二百五十年大祭奉祝記念奉賛会編輯兼発行、昭和三七年。
- (15)六一七三—三四五—二八。 賴言卿御記」寬延四年五月五日条、宮内庁書陵部。「通兄公記」二八、寬延四年五月一四日条、東京大学史料編纂所写真帳

- . 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年四月二九日条、賀茂別雷神社所蔵
- (17) 前掲註(4)に同じ

(16)

- (18) 前掲「賀茂別雷字神社日記」寛延四年五月六日条、賀茂別雷神社所芸
- (19) 「御祈類聚」神宮文庫、一門―二〇六六号
- 20 前掲『妙法院日次記』第十二、二〇頁
- (21)藤田覚『近世政治史と天皇』、一九○頁、吉川弘文館、平成十一年九月

間瀬久美子「近世朝廷•幕府と寺社の災害祈禱―元禄一六年の地震祈禱を中心にー」朝幕研究会の論集

(題未定)、

岩田書院、

二〇一九年出版予定

(22)

- (23)前掲「賀茂別雷神社日記」元禄一六年一二月七日条、東京大学史料編纂所、 一九九六一〇九一 マイクロフィルム、Hi-CATplus 一六八―
- (2) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年四月二五日条、賀茂別雷神社所蔵
- (25)掲註1の中川学論文には、三箇条全てが引用されている。但し中川氏は非役氏人は一一八名と記している。 "賀茂別雷神社 清足日記」寛延四年四月二六日条、東京大学史料編纂所 Hi-CATplus 一六八—一九九六—一〇一 尚 前
- (26)前掲 「賀茂別雷神社日記」寛延四年五月四日条・五日条、賀茂別雷神社所蔵
- (27) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年五月六日条、賀茂別雷神社所蔵
- (28)賀茂・安倍二つの占文は前掲「頼言卿御記」寛延四年五月五日条、宮内庁書陵部、二六〇―二一
- (29)東京大学史料編纂所マイクロフィルムReel 五(陽明文庫所蔵史料)この史料は宝歴四年三月一一日の幕府裁許の際、 奉行所に提出されたものであるが、寛延四年四月に社司評定と非役氏人の提出した言上書の内容と符合することから、 京都町 山
- 動にはあえて触れないという双方の暗黙の了解があったものと判断する史料として使用した。
- 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年一一月一九日条

(30)

通兄公記」二七、寬延三年六月一三日条、東京大学史料編纂所、写真帳六一七三―三四五―二七

(31)

(33)『地下家伝』中、一〇〇〇頁、寛延二年七月四日に陰陽大属就任、正宗敦夫編纂校訂、 自治日報社、 昭和四三年

(35)前掲「賀茂別雷神社日記」寛延三年六月二一日条

(36)

前掲『妙法院日次記』第十二

(34)

前掲註(1)「御祈類聚

(32)

前掲「兼香公記」寛延三年六月一六日条

(37)また『伏見稲荷大社年表』二三三頁には「六月廿二日 是より先、摂政一条道香、国家安全の御祈禱あるべきを神祇拍雅富 前掲註⑭『石清水八幡宮史』首巻、二六八頁に「六月廿二日、七社七寺ヲシテ國家安全ヲ祈ラシメラ゛」と記載されている。

王に命じ、当社は是日より一七日間是を修す」と記されている。

(38)

前掲笹本正治『鳴動する中世』二〇九百

(39)山田雄司『怨霊・怪異・伊勢神宮』、三二五頁、思文閣出版、二〇一四年

(40)前掲『桜町天皇実録』第二巻、一〇一五百

(42)(41)前掲『桃園天皇実録』第一巻、二八六百 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延二年九月一四日条

(43)三家占文は全て、「神祇神官神職」、陽明文庫所蔵史料マイクロReel五、東京大学史料編纂所

註(43)に同じ

註(43)に同じ

(46)(45)(44)

山田雄司前掲書、三二七頁

(47)山田雄司前掲書、三二九頁に、永禄七年八月五日の賀茂在富の伊勢外宮怪異勘文中に「依神事違例、穢気不信不浄所致歟、 可慎御也」と記載されているので、御慎みとは薬を断つことであると思われる。

―賀茂別雷神社を中心に―

寛延の怪異と地震祈禱

二六

『神宮史年表』、一七三頁、神宮司庁、平成一七年

(48)

(49) 小出裕子「近世期における賀茂別雷神社の遷宮に関する研究」、二〇一一~一三年科学研究費助成事業 研究成果報告書

(b) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延二年一一日~寛延三年一月二八日条

(付記)

社司補任の視点より、寛延四年不祥事事件として扱った貴重な論稿です。 成稿後、山本宗尚「『賀茂禰宜神主系図』に見える事件簿 (3)」(『みたらしのうたかた』一五・一六号平成二八年)を知りました。

たことを、ここに記して厚く御礼申し上げます。 社様はじめ、お世話になりました京都大学防災研究所・理学部の関係諸先生方・研究員の皆様から、格別の御高配を賜りまし 尚、本稿は京都大学SPIRTTS二○一七により助成を受けたものです。史料の閲覧・引用に際して、所蔵者賀茂別雷神

(ませ くみこ 本学非常勤講師)